証券コード：7036

e-Marketing Network

第７回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2020年３月25日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー　５階
ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター

議　　案
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　ストック・オプション（新株予約権）を発行する件
第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

目　　次

第７回定時株主総会招集ご通知…… 1
（提供書面）
事業報告…… 2
計算書類…… 16
監査報告…… 27
株主総会参考書類…… 30

株式会社イーエムネットジャパン

証券コード　7036
2020年３月９日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目10番１号
株式会社イーエムネットジャパン
代表取締役社長　山　本　臣　一　郎

第７回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第７回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年３月24日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年３月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）

２．場　　所　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー　５階
ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

３．目的事項
報告事項　第７期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　ストック・オプション（新株予約権）を発行する件
第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://emnet.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の拡大や雇用情勢の改善等を背景に、景気は緩やかながらも回復基調を続けて参りました。しかしながら、米中貿易摩擦について米中協議が部分的合意に向けて進展はあったものの、引き続き中国経済の減速懸念、米国の通商政策や金融資本市場の動向、英国のＥＵ離脱、国内では消費税増税による消費の落ち込みなどから先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下において、当社が属するインターネット広告市場につきましては、2018年には対前年比16.5％増の１兆7,589億円と前年に引き続き伸長しております。特に当社の主力サービスである運用型広告市場は前年比22.5％増の1兆1,518億円と大きく伸長しております（広告費データは、株式会社電通「2018年　日本の広告費」より引用）。

このような環境のもと、当社のインターネット広告事業では、積極的な人材採用と人材教育に注力することで販売体制の強化を図り、既存のクライアント企業の売上拡大、及び新規クライアント企業の獲得に注力して参りました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高7,855,189千円（前期比13.9％増）、営業利益327,156千円（同28.0％増）、経常利益334,033千円（同39.5％増）、当期純利益239,278千円（同43.1％増）となりました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第４期 (2016年12月期)	第５期 (2017年12月期)	第６期 (2018年12月期)	第７期 (当事業年度) (2019年12月期)
売上高(千円)	5,291,663	6,080,909	6,894,392	7,855,189
経常利益(千円)	111,051	167,570	239,468	334,033
当期純利益(千円)	82,550	112,749	167,251	239,278
１株当たり当期純利益（円）	51.59	70.47	94.80	130.03
総資産(千円)	1,564,833	1,699,344	2,122,723	2,512,128
純資産(千円)	369,092	481,841	839,593	1,039,121
１株当たり純資産額（円）	230.68	301.15	456.30	563.39

（注）　当社は、2018年６月４日付で普通株式１株につき200株、2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社の状況

①　親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
EMNET INC.	11,138,039,000 韓国ウォン	64.00%	役員の兼任 販売管理・社内情報共有システムの提供

②　親会社等との間の取引に関する事項

イ．親会社等との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引に係る取引条件等について、同社の保有するシステムの利用料については、一般の取引条件を踏まえて市場価格や総原価を勘案し交渉の上で決定しております。

ロ．親会社等との間の取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社との取引については、当社の取締役会が取締役会規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社におきましては、以下の点を主な対処すべき課題と認識しております。

① 運用型広告の強化

インターネットメディアはテレビに次ぐ広告メディアへと成長し、インターネット広告市場は、2018年には１兆7,589億円（前年比116.5%）と前年に引き続き伸長しております。特に当社の主力サービスである運用型広告市場は1兆1,518億円（前年比122.5%）と大きく伸長しております（広告費データは、株式会社電通「2018年 日本の広告費」より引用）。一方で、アドフラウド（広告詐欺）をはじめとするインターネット広告特有の問題もあります。

こうした環境の中、当社は、これまで蓄積してきた広告運用のノウハウを生かし、現在の主力サービスである検索連動型広告（リスティング広告）や運用型ディスプレイ広告について、最新のインターネット広告情報の取得や社員教育等を通じて更なるサービスの品質の向上を図り、クライアント企業の満足度の向上を追求して参ります。

② 新技術への対応

昨今、ＩｏＴやＡＩ（人工知能）等のデジタルテクノロジーの進化が企業経営等に影響を与えております。こうしたデジタルテクノロジーの進化は、急速な技術革新が進むインターネット広告事業に対しても、今後大きな影響を与えると考えております。そこで、こうしたデジタルテクノロジー等の新技術に対応すべく、必要に応じた投資や人材育成に取り組んで参ります。

③ 人材確保と人材育成

当社は、事業環境が流動的なインターネット広告市場に属しており、より一層の利益成長と企業価値の向上のために、経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく優秀な人材の採用・育成に取り組む必要があると認識しております。このため、他業界からの積極採用を含む採用の多様化や継続的な研修の充実・実施に努めて参ります。

④　内部管理体制の強化

当社は、現在成長段階にあり、規模拡大に伴う業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。また、当社は株主をはじめ、クライアント企業、取引先、社員等、様々なステークホルダーや、社会から信頼される企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンス体制の整備及び向上が重要事項であると認識しております。

このため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図り、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを重視した内部管理体制強化に取り組んで参ります。具体的には、監査等委員会設置会社への移行と社外取締役の増員、監査等委員会と内部監査チームとの連携によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員による監査の実施による当社のコーポレート・ガバナンス機能の強化及び当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化への対応などを行っております。

⑤　株主への安定配当

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題として位置づけており、財務面での健全性を維持しながら、継続した配当の実施と企業価値の向上を実現していくことを基本方針としております。そのため、今後も更なる業績の向上に努め、業績に対応した配当を実現しつつ、企業価値の一層の充実を図りたいと考えております。

(5) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

インターネット広告事業を営んでおり、クライアント企業のニーズに応えるべく、デジタルマーケティングにおける課題を解決し、更なる利益向上を図るための戦略・運用・分析・改善サービスを提供しております。

(6) 主要な営業所（2019年12月31日現在）

本社：東京都新宿区

(7) 使用人の状況（2019年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
90名	14名増	29.5歳	3.5年

（注）　使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2019年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　6,800,000株

（注）　2019年８月７日開催の取締役会決議により、定款変更を行い、発行可能株式総数は3,400,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数　　1,844,400株

（注）１．2019年９月１日付の株式分割（１株を2株に分割）により、発行済株式の総数は920,000株増加しております。
２．新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は4,400株増加しております。

(3) 株主数　　487名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ＥＭＮＥＴ　ＩＮＣ．	1,180,200株	63.98％
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	196,900株	10.67％
株式会社Ｙ’ｓ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ	120,000株	6.50％
資産管理サービス信託銀行株式会社	49,100株	2.66％
ＭＳＩＰ　ＣＬＩＥＮＴ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	26,500株	1.43％
イーエムネットジャパン従業員持株会	15,900株	0.86％
池田　薫	10,200株	0.55％
楽天証券株式会社	8,700株	0.47％
高橋　和之	8,000株	0.43％
株式会社山東	8,000株	0.43％

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第　１　回　新　株　予　約　権
発行決議日			2017年12月13日
新株予約権の数			200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式　80,000株 （新株予約権１個につき400株）
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり　150,000円 （１株当たり375円）
権利行使期間			2019年12月14日から 2027年12月13日まで
主な行使条件			（注）１
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　80,000株 保有者数　2名
		社外取締役	－
	取締役（監査等委員）		－

（注）１．新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。

(1)　新株予約権の割当てを受けたもの（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

(2)　新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

２．2018年６月４日付の株式分割（１株を200株に分割）、2019年９月１日付の株式分割（１株を２株に分割）により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本　臣一郎 （戸籍上の氏名： 安中　臣一郎）	株式会社Y's corporation 代表取締役
取締役	村井　仁	ＣＦＯ兼管理統括部部長
取締役	上野　正博	マナ株式会社　代表取締役社長 グアダーニョ株式会社　代表取締役社長 Sojern Asia PTE Ltd.　アジア太平洋地域担当バイスプレジデント
取締役 （常勤監査等委員）	西村　訓仁	
取締役（監査等委員）	金　永源	EMNET INC.　代表取締役社長
取締役（監査等委員）	落合　出	医療法人社団ミッドタウンクリニック 会員制医療運営部門VIP幹事
取締役（監査等委員）	朝吹　英太	永島橋本安國法律事務所　弁護士

（注）１．当社は2019年３月27日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
２．取締役上野正博氏は、社外取締役であります。
３．取締役(常勤監査等委員)西村訓仁氏、取締役(監査等委員)落合出氏、朝吹英太氏は、社外取締役であります。
４．取締役(常勤監査等委員)西村訓仁氏は、金融業界で培ってきた専門知識及び経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は、情報収集力の充実及び内部監査担当等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、西村訓仁氏を常勤の監査等委員として選定しております。
６．当社は、取締役上野正博氏、取締役(常勤監査等委員)西村訓仁氏、取締役(監査等委員)落合出氏及び朝吹英太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

取締役（営業本部統括）高橋和之氏は、2019年10月31日をもって辞任により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1名)	61,325千円 (7,200千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	7,200千円 (6,300千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	2,730千円 (2,430千円)
合計 （うち社外役員）	11名 (6名)	71,255千円 (15,930千円)

（注）１．監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

２．監査役に対する報酬等の額には、2019年３月27日開催の第６回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役２名の在任中の報酬等の額が含まれております。また、上表には、2019年10月31日をもって退任した取締役１名を含んでおります。

３．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2018年３月29日開催の第５回定時株主総会において、年額70,000千円以内と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年３月27日開催の第６回定時株主総会において、年額120,000千円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内）と決議いただいております。

４．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年３月27日開催の第６回定時株主総会において、年額25,000千円以内と決議いただいております。

５．監査役の報酬限度額は、2018年３月29日開催の第５回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

特別の関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 上野正博	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験とインターネット広告についての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員) 西村訓仁	2019年３月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、金融機関の経営経験者として、経営等に係る豊富な経験や専門的な知識を活かし、当社の経営に適時適切な助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員) 落合出	2019年３月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、主に産業医としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役 (監査等委員) 朝吹英太	2019年３月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての専門知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び業務執行のモニタリング体制を強化するための助言・提言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬	18,000千円
当事業年度に係る非監査業務に基づく報酬	－千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針についての決定内容は、以下のとおりであります。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社の行動基準としてリスク管理規程及びコンプライアンス管理規程を制定し全役職員への周知徹底及び運用体制を構築しております。

ロ．当社の取締役の職務執行状況は、監査等委員会規程、監査等委員会規則及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受けております。

ハ．当社は、不正行為を早期発見するためにコンプライアンス管理規程において内部通報制度を規定しております。使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社のコンプライアンス管理規程に定める内部通報制度を利用し報告するものとしております。

ニ．反社会的勢力排除規程と反社会的勢力排除実施要領を制定し、当該規程等に基づき反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応するものとし、社内全体への徹底を図って参ります。

ホ．上記の法令遵守体制の運用状況について、内部監査規程に基づき内部監査チームが監査を行い、監査を受けた部署は是正・改善を要する場合、速やかにその対策を講じます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会議事録ならびに稟議決裁書等、取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役会規程及び文書管理規程において、保存期間ならびに保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧に供せる体制としております。

ロ．内部監査チームは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について内部監査規程に基づき監査を行い、監査を受けた部署は是正・改善する必要がある場合は速やかにその対策を講じます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失に結びつく社内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての社内規程ないし対応手順を定め、損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図って参ります。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思決定のルールを職務権限規程及び業務分掌規程に明確に定めております。

ロ．取締役会を定例で毎月１回開催し、取締役会で決議すべき事項及び報告すべき事項を取締役会規程に定めております。その他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切に業務執行を行える体制を確保しております。

⑤　当社における業務の適正を確保するための体制

イ．会社の管理運営体制を管掌する役員を設置し、会社経営の健全性確保に資するとともに、監査等委員である取締役による監査体制を充実させ、会社の内部監査を実施し、業務の適正を検証しております。

ロ．財務報告に係る内部統制評価の観点からも、当社の業務プロセスの検証・整備を図って参ります。

⑥　当社監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役会は、監査等委員会から要請がある場合、協議のうえ監査等委員会の業務補助のための使用人を配置いたします。同使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されるものとしており、その評価、異動には監査等委員会の事前の同意を要するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保いたします。

⑦　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査等委員会に報告しなければならないものとしております。内部監査チームは監査終了の都度、内部監査報告書の写しを監査等委員会に提出することとしております。

ロ．監査等委員会及び監査等委員である取締役は、必要に応じて、内部監査担当者、取締役（監査等委員である取締役を除く。）もしくはその他の者に対して報告を求めることとしております。また、監査等委員会及び監査等委員である取締役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを行いません。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を監視するため、取締役会以外の重要な会議にも出席して、業務執行にかかる重要な事項の審議ないし報告状況を直接

認識でき、また稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて関係する取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人に説明を求めることができる体制としております。

ロ．監査等委員会は、代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

ハ．監査等委員会がその職務について、当社に対し、会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会を16回開催し、法令に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、当社における月次の経営実績の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

② 監査等委員会を10回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、業務及び財産の状況監査、取締役の業務執行監査、法令の遵守について監査いたしました。また、各取締役や会計監査人、内部監査チームと適宜情報交換を行いました。

③ 内部統制評価については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、策定した実施計画に基づき適切に実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

④ 当社の内部監査については、内部監査規程に基づき内部監査チームが作成した監査計画に則り、適切に実施いたしました。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,172,308**	**流動負債**	**1,411,410**
現金及び預金	842,860	買掛金	1,069,508
受取手形	2,380	リース債務	1,060
売掛金	1,221,933	未払金	65,408
前払費用	29,082	未払費用	14,625
未収消費税等	82,741	未払法人税等	68,288
その他	282	前受金	163,930
貸倒引当金	△6,972	預り金	28,388
固定資産	**339,819**	その他	200
有形固定資産	**8,674**	**固定負債**	**61,596**
建物	4,777	リース債務	358
工具、器具及び備品	2,529	退職給付引当金	27,115
リース資産	1,368	役員退職慰労引当金	18,279
無形固定資産	**19**	資産除去債務	15,843
ソフトウエア	19	**負債合計**	**1,473,006**
投資その他の資産	**331,125**	(純資産の部)	
投資有価証券	84,900	**株主資本**	**1,039,121**
差入保証金	179,138	**資本金**	**295,975**
繰延税金資産	38,891	**資本剰余金**	**96,075**
破産更生債権等	1,685	資本準備金	96,075
その他	28,194	**利益剰余金**	**647,071**
貸倒引当金	△1,685	その他利益剰余金	647,071
		繰越利益剰余金	647,071
		純資産合計	**1,039,121**
資産合計	**2,512,128**	**負債純資産合計**	**2,512,128**

損 益 計 算 書

（2019年１月１日から 2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**7,855,189**
売上原価		**6,689,618**
売上総利益		**1,165,571**
販売費及び一般管理費		**838,415**
営業利益		**327,156**
営業外収益		
受取利息	8	
雑収入	1,063	
退職給付引当金戻入額	2,282	
前受金取崩益	4,333	7,686
営業外費用		
支払利息	172	
為替差損	187	
保険解約損	434	
雑損失	14	809
経常利益		**334,033**
税引前当期純利益		**334,033**
法人税、住民税及び事業税	100,343	
法人税等調整額	△5,588	94,755
当期純利益		**239,278**

株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から 2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	295,150	95,250	95,250	449,193	449,193	839,593	839,593
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	825	825	825			1,650	1,650
剰余金の配当				△41,400	△41,400	△41,400	△41,400
当期純利益				239,278	239,278	239,278	239,278
当期変動額合計	825	825	825	197,878	197,878	199,528	199,528
当期末残高	295,975	96,075	96,075	647,071	647,071	1,039,121	1,039,121

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　13年

工具、器具及び備品　２年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「破産更生債権等」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「破産更生債権等」は302千円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めておりました「為替差損」及び「保険解約損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「為替差損」は497千円、「保険解約損」は182千円であります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年（平成30年）２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　23,082千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債務　668千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費　2,673千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,844,400株

（注）1. 当社は、2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の当事業年度の増加924,400株は、株式分割による増加920,000株、新株予約権の権利行使による増加4,400株であります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

当事業年度の末日において、自己株式は保有しておりません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年３月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	27,600	30.00	2018年12月31日	2019年３月28日
2019年６月19日取締役会	普通株式	利益剰余金	13,800	15.00	2019年６月30日	2019年９月17日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年３月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,444	10.00	2019年12月31日	2020年３月26日

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　104,000株

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金で賄っております。一時的な余剰資金につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び破産更生債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

未収消費税等は、１年以内の償還予定であります。

差入保証金は、建物を賃借するための敷金と営業取引に係る保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式を保有しております。非上場株式については、発行体の財務状況の悪化などによる減損リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況について財務担当者が営業担当者に随時連絡を取っており、取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスクの管理

投資有価証券につきましては、定期的に発行体の財務状況等を把握することで、減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務担当者が、適時に資金繰りの状況を確認し、資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（(注) 2. を参照ください）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	842,860	842,860	－
(2) 受取手形	2,380	2,380	－
(3) 売掛金	1,221,933		
貸倒引当金(*1)	△6,972		
	1,214,960	1,214,960	－
(4) 未収消費税等	82,741	82,741	－
(5) 差入保証金	179,138	179,138	－
(6) 破産更生債権等	1,685		
貸倒引当金(*2)	△1,685		
	－	－	－
資産計	2,322,082	2,322,082	－
(1) 買掛金	1,069,508	1,069,508	－
(2) 未払金	65,408	65,408	－
(3) 未払費用	14,625	14,625	－
(4) 未払法人税等	68,288	68,288	－
(5) 預り金	28,388	28,388	－
(6) リース債務(*3)	1,418	1,403	△14
負債計	1,247,638	1,247,623	△14

(*1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年以内返済予定のリース債務はリース債務に含めて表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金並びに(4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、想定した賃借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして算定しております。

(6) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等並びに(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	84,900

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	842,860	－	－	－
受取手形	2,380	－	－	－
未収消費税等	82,741	－	－	－
売掛金	1,221,933	－	－	－
差入保証金	130,000	49,138	－	－
合計	2,279,916	49,138	－	－

※破産更生債権等1,685千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

４．リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
リース債務	1,060	358	－	－	－	－
合計	1,060	358	－	－	－	－

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,651千円
未収金	10,719千円
前払費用	389千円
未払事業税	4,567千円
未払費用	2,192千円
資産除去債務	4,852千円
退職給付引当金	8,509千円
役員退職慰労引当金	5,597千円
繰延税金資産　小計	39,479千円
評価性引当金	－千円
繰延税金資産　合計	39,479千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△588千円
繰延税金負債　合計	△588千円
繰延税金資産の純額	38,891千円

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　563円39銭

(2) １株当たり当期純利益　130円03銭

（注）当社は、2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算定しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月20日

株式会社イーエムネットジャパン

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池之上　孝幸	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木　直幸	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イーエムネットジャパンの2019年１月１日から2019年12月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月21日

株式会社イーエムネットジャパン　監査等委員会

常勤監査等委員　西　村　訓　仁　㊞

監査等委員　金　　永　源　㊞

監査等委員　落　合　　出　㊞

監査等委員　朝　吹　英　太　㊞

（注）１.常勤監査等委員西村訓仁氏、監査等委員落合出氏及び朝吹英太氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

２.当社は、2019年３月27日開催の第６回定時株主総会の決議により同日付をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2019年１月１日から2019年３月27日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しつつ、2018年９月21日に東証マザーズ市場に上場するまでは将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保の充実に努めてまいりました。

一方で、当社は、上場後においてはご支援をいただいている株主の皆様との長期的な関係を構築するためにも、継続的に配当を行うことを検討しております。

こうした方針を踏まえ、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しつつ、安定配当の維持を基本とし、以下のとおり第７期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金10円（普通配当10円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は18,444,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年３月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。「以下、本議案において同じ。」）全員３名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山本　臣一郎（戸籍上の氏名：安中　臣一郎）（1971年９月４日）	1995年４月　コーパック・インターナショナル株式会社 入社 1999年10月　ダブルクリック株式会社 入社 2000年10月　Adsociety 入社 2001年12月　Ask Jeeves Japan株式会社 入社 2004年10月　トランス・コスモス株式会社 入社 2010年５月　EMNET INC. 入社　同社　上席常務執行役員 就任 2014年１月　当社　常務取締役 就任 2016年１月　当社　取締役副社長 就任 2016年11月　当社　代表取締役社長 就任（現任） 2017年12月　株式会社Y’s corporation 代表取締役 就任（現任）	－
2	村井　仁（1974年７月７日）	1999年10月　デロイトトーマツコンサルティング株式会社（現　アビームコンサルティング株式会社）入社 2006年７月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年11月　会計教育研修機構　東京実務補修所運営委員 就任（現任） 2014年11月　会計教育研修機構　東京実務補修所運営副委員長 就任 2016年８月　当社　執行役員ＣＦＯ 就任 2016年11月　当社　取締役ＣＦＯ 就任（現任） 2017年１月　当社　管理統括部部長（現任）	4,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	上野 正博（うえの まさひろ） （1964年４月３日）	1987年４月　株式会社リクルート 入社 1998年10月　ダブルクリック株式会社　代表取締役社長 就任 2001年６月　トランス・コスモス株式会社　取締役 就任 2003年６月　同社　常務取締役 就任 2004年６月　オーバーチュア株式会社　代表取締役社長 就任 2006年６月　ビカム株式会社　代表取締役社長 就任 2011年４月　CRITEO株式会社　アジア太平洋地域最高責任者 就任 2011年６月　同社　代表取締役 就任 2012年２月　マナ株式会社　代表取締役社長 就任（現任） 2012年３月　グアダーニョ株式会社　代表取締役社長 就任（現任） 2016年４月　BuzzFeed Japan株式会社　代表取締役社長 就任 2018年５月　当社　社外取締役 就任（現任） 2019年２月　Sojern Asia PTE Ltd.　アジア太平洋地域担当バイスプレジデント 就任（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．上野正博氏は、社外取締役候補者であります。

３．上野正博氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はインターネット業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から当社事業及び経営の監督をいただくため社外取締役として選任をお願いするものであります。

４．上野正博氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本株主総会の終結の時をもって１年10か月となります。

５．当社は、上野正博氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

６．当社は上野正博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　ストック・オプション（新株予約権）を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の監査等委員ではない取締役の報酬額は、2019年３月27日開催の当社第６回定時株主総会において、年額120,000千円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内）、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとご承認いただいております。本株主総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠と別枠にて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し報酬等として30,000千円以内において、下記記載のとおり新株予約権を割当てすることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。なお、現在の取締役は３名（うち社外取締役１名。監査等委員である取締役を除く。）であり、第２号議案のご承認が得られた場合も、変更はございません。

記

Ⅰ．新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社取締役及び従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

Ⅱ．新株予約権を付与するために付議する議案の内容

１．ストック・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬は、会社法第361条１項に基づき、2019年３月27日開催の６回定時株主総会において、金銭報酬として年額120,000千円以内（ただし、使用人分の給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、金銭報酬の額とは別枠にて、取締役に対して年額30,000千円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割当てることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、新株予約権の具体的な内容は以下のとおりです。

２．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本株主総会後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に割り当てる新株予約権の数は300個を上限とする。

但し、本総会終結の日後において、上記（1）に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における＜東京証券取引所マザーズ市場＞における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後２年を経過した日から当該決議の日後８年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び従業員であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権の一部行使はできない。

⑤ 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

2019年10月31日に辞任により取締役を退任されました高橋和之氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の「役員退職慰労金規程」に定める基準の範囲で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
高　　橋　　和　　之	2016年11月　当社取締役 2019年10月　当社取締役（辞任）

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー　５階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター



交通　「西新宿駅」１番出口より徒歩３分（丸ノ内線）
「都庁前駅」Ｅ５出口より徒歩６分（大江戸線）
「新宿西口駅」Ｄ４出口より徒歩11分（大江戸線）
「新宿駅」西口より徒歩15分（ＪＲ線・丸ノ内線・大江戸線等）
（お車でのご来場はご遠慮ください）